

別表第 1

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量（単位 mg/L）			備考
		（１）	（２）	（３）	
２	畜産農業	７０	７０	６０	
３	天然ガス鉱業	６０	６０	６０	
４	非金属鉱業	２０	２０	２０	
５	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	４０	４０	３０	
６	乳製品製造業	３０	３０	２０	平成８年９月１日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量にあつては、（３）の欄の値は３０とする。
７	畜産食料品製造業（前２項に掲げるものを除く。）	４０	４０	３０	
８	水産缶詰・瓶詰製造業	４０	４０	３０	
９	寒天製造業	５５	５５	５５	
１０	魚肉ハム・ソーセージ製造業	３０	３０	２０	
１１	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	３０	３０	２０	
１２	冷凍水産物製造業	３０	３０	２０	
１３	冷凍水産食品製造業	４０	４０	３０	
１４	水産食料品製造業（整理番号８の項から前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）	４０	４０	３０	
１５	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	３０	３０	３０	
１６	野菜漬物製造業	４０	４０	３０	
１７	味そ製造業	７０	７０	３０	
１８	しょう油・食用アミノ酸製造業	７０	７０	４０	
１９	うま味調味料製造業	２０	２０	２０	
２０	ソース製造業	３０	３０	３０	
２１	食酢製造業	４０	４０	３０	
２２	砂糖精製業	４０	４０	３０	
２３	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	５０	５０	３０	

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量（単位 mg/L）			備考
		（１）	（２）	（３）	
２４	小麦粉製造業	３０	３０	３０	
２５	パン製造業	３０	３０	２０	
２６	生菓子製造業	４０	４０	３０	
２７	ビスケット類・干菓子製造業	４０	４０	３０	
２８	米菓製造業	４０	４０	４０	
２９	パン・菓子製造業（整理番号２５の項から前項までに掲げるものを除く。）	４０	４０	３０	
３０	植物油脂製造業	４０	４０	３０	
３１	動物油脂製造業	４０	４０	３０	
３２	食用油脂加工業	４０	４０	３０	
３３	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	５０	５０	４０	
３４	穀類でんぷん製造業	５０	５０	４０	
３５	めん類製造業	３０	３０	３０	
３７	豆腐・油揚げ製造業	３０	３０	３０	
３８	あん類製造業	６０	６０	４０	
３９	冷凍調理食品製造業	３０	２０	２０	
４０	そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの	３０	３０	３０	
４１	清涼飲料製造業	２０	２０	２０	
４２	果実酒製造業	３０	３０	３０	
４３	ビール製造業	３０	３０	３０	
４４	清酒製造業	３０	３０	３０	
４５	蒸留酒・混成酒製造業	３０	３０	２０	
４６	インスタントコーヒー製造業	２０	２０	２０	
４７	配合飼料製造業	２０	２０	２０	
４８	単体飼料製造業	２０	２０	２０	
４９	有機質肥料製造業	２０	２０	２０	
５０	たばこ製造業	３０	２０	２０	
５１	生糸製造業（副蚕糸精練業を含む。）	３０	３０	３０	
５５	繊維工業（整理番号５１の項に掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下この表において同じ。）で整毛工程に係るもの	７５	７５	７０	

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量（単位 mg/L）			備考
		（１）	（２）	（３）	
５７	繊維工業で麻製織工程に係るもの	９０	９０	９０	
５８	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの	４０	４０	３０	
５９	繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	８０	８０	８０	
６０	繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	９０	９０	９０	
６１	繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	５０	５０	５０	
６２	繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	５０	５０	５０	
６３	繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの	９０	９０	８０	
６４	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	７０	７０	６０	
６５	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	４０	４０	４０	
６６	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	４０	４０	４０	
６７	繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	４０	４０	４０	
６８	繊維工業（整理番号５５の項から前項までに掲げるものを除く。）	３０	３０	３０	

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量（単位 mg/L）			備考
		（１）	（２）	（３）	
６９	一般製材業又は木材チップ製造業	４０	４０	４０	
７１	合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	３０	３０	３０	接着機洗浄水を循環するものにあつては、（１）の欄から（３）の欄までの値は、それぞれ１０とする。
７５	木材薬品処理業	２０	２０	２０	
７６	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	７０	７０	６０	
７７	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	６０	６０	６０	
７８	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	５０	５０	５０	
７９	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	７０	７０	７０	
８０	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの	８０	８０	８０	

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量（単位 mg/L）			備考
		（１）	（２）	（３）	
８１	パルプ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業で未さらしクラフト パルプ製造工程に係るもの （次項に掲げるものを除く。）	６０	５０	４０	
８２	パルプ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業でさらしクラフト パルプ製造工程（前工程の未さ らしクラフトパルプ製造工程 を含む。）に係るもの	７０	７０	６０	
８３	パルプ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業で古紙を原料とす るパルプ製造工程に係るもの （次項に掲げるものを除く。）	６０	６０	５０	
８４	パルプ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業で古紙を原料とし 脱インキ又は漂白を行うパル プ製造工程（前工程の離解工 程を含む。）に係るもの	９０	９０	８０	
８５	パルプ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業で木材又は古紙以 外のものを原料とするパルプ 製造工程に係るもの	１００	１００	７０	
８６	パルプ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業でグランドパルプ、 リファイナーグランドパルプ 又はサーモメカニカルパルプ を主原料とする洋紙製造工程 （前工程のグランドパルプ、リ ファイナーグランドパルプ又 はサーモメカニカルパルプ製 造工程を有するものに限る。） に係るもの	５０	４０	４０	
８７	パルプ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業で洋紙製造工程に 係るもの（前項に掲げるものを 除く。）	３０	２０	２０	

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量（単位 mg/L）			備考
		（１）	（２）	（３）	
８８	パルプ製造業、洋紙製造業又は 板紙製造業で板紙製造工程に 係るもの	４０	４０	４０	
８９	機械すき和紙製造業	６０	６０	６０	
９０	手すき和紙製造業	９０	９０	８０	
９１	塗工紙製造業	２０	２０	２０	
９２	段ボール製造業	２０	２０	１５	
９３	重包装紙袋製造業	７０	７０	７０	
９４	セロファン製造業	２５	２５	１５	
９５	乾式法による繊維板製造業	４０	４０	４０	
９６	繊維板製造業（前項に掲げるも のを除く。）	８０	８０	６０	
９７	パルプ製造業、紙製造業又は紙 加工品製造業（整理番号７６の 項から前項までに掲げるもの を除く。）	２０	２０	２０	
１００	印刷業（新聞その他の出版物を 印刷するものを含む。）	５０	５０	５０	
１０１	製版業	５０	５０	５０	
１０２	窒素質・りん酸質肥料製造業	３０	３０	３０	
１０３	複合肥料製造業	３０	３０	３０	
１０４	化学肥料製造業（前２項に掲げ るものを除く。）	３０	３０	３０	
１０５	ソーダ工業	２０	２０	２０	
１０６	電炉工業	２０	２０	２０	
１０７	無機顔料製造業	２０	２０	２０	
１０８	無機化学工業製品製造業（整理 番号１０５の項から前項まで に掲げるものを除く。）	２０	２０	２０	硫化鉄鉱を原料とする 酸化鉄（顔料を除く。） 製造工程にあっては、 （１）の欄から（３）の 欄までの値は、それぞれ ４０とする。
１０９	石油化学系基礎製品製造業で 脂肪族系中間物製造工程に係 るもの	６０	６０	４０	

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量（単位 mg/L）			備考
		（１）	（２）	（３）	
１１０	石油化学系基礎製品製造業で 環式中間物・合成染料・有機顔 料製造工程に係るもの	５０	５０	３０	
１１１	石油化学系基礎製品製造業で プラスチック製造工程に係る もの	３０	２０	２０	
１１２	石油化学系基礎製品製造業で 合成ゴム製造工程に係るもの	４０	４０	４０	
１１３	石油化学系基礎製品製造業で 有機化学工業製品製造工程（脂 肪族系中間物製造工程、環式中 間物・合成染料・有機顔料製造 工程、プラスチック製造工程及 び合成ゴム製造工程を除く。） に係るもの	５０	５０	５０	
１１４	石油化学系基礎製品製造業（整 理番号１０９の項から前項ま でに掲げるものを除く。）	６０	４０	４０	
１１５	脂肪族系中間物製造業	６０	６０	５０	
１１６	メタン誘導品製造業	３０	３０	２０	
１１７	発酵工業	１２０	１１０	１１０	
１１８	コールタール製品製造業	１２０	１２０	１２０	
１１９	環式中間物・合成染料・有機顔 料製造業	５０	５０	３０	
１２０	プラスチック製造業	３０	２０	２０	
１２１	合成ゴム製造業	４０	４０	４０	
１２２	有機化学工業製品製造業（整 理番号１０９の項から前項ま でに掲げるものを除く。）	５０	５０	５０	
１２３	レーヨン・アセテート製造業の うちレーヨンの製造に係るも の	５０	３０	２０	
１２４	レーヨン・アセテート製造業の うちアセテートの製造に係る もの	３０	３０	３０	
１２５	合成繊維製造業	３０	２０	２０	

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量（単位 mg/L）			備考
		（１）	（２）	（３）	
１２６	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業	４０	４０	３０	
１２７	石けん・合成洗剤製造業	１０	１０	１０	
１２８	界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。）	４０	４０	４０	
１２９	塗料製造業	４０	４０	４０	
１３０	印刷インキ製造業	４０	４０	３０	
１３１	医薬品原薬・製剤製造業	７０	７０	６０	
１３２	医薬品製剤製造業	３０	３０	３０	
１３３	生物学的製剤製造業	３０	３０	３０	
１３４	生薬・漢方製剤製造業	２０	２０	２０	
１３５	動物用医薬品製造業	６０	６０	５０	
１３６	火薬類製造業	２０	２０	２０	
１３７	農薬製造業	３０	３０	２０	
１３８	合成香料製造業	１２０	１１０	１１０	
１３９	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	３０	３０	２０	
１４０	化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業	３０	３０	２０	
１４２	ゼラチン・接着剤製造業（にかわ製造業を含む。）	２０	２０	２０	
１４３	写真感光材料製造業	１０	１０	１０	
１４４	天然樹脂製品・木材化学製品製造業	４０	４０	４０	
１４５	イオン交換樹脂製造業	１６０	１６０	１３０	
１４６	化学工業（整理番号１０２の項から前項までに掲げるものを除く。）	４０	４０	４０	
１４７	石油精製業	２０	２０	２０	
１４８	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	３０	３０	３０	
１４９	コークス製造業	１８０	１８０	９０	
１５０	石油コークス製造業	７０	７０	５０	
１５１	自動車タイヤ・チューブ製造業	１０	１０	１０	
１５２	ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの	６０	４０	４０	

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量（単位 mg/L）			備考
		（１）	（２）	（３）	
１５３	ゴム製品製造業（前２項に掲げるものを除く。）	２０	２０	２０	
１５４	なめしかわ製造業	１００	１００	１００	
１５５	毛皮製造業	５０	５０	５０	
１５６	板ガラス製造業	１０	１０	１０	
１５７	板ガラス加工業	１０	１０	１０	
１５８	ガラス製加工素材製造業	１０	１０	１０	
１５９	ガラス容器製造業	１０	１０	１０	
１６０	理化学用・医療用ガラス器具製造業	１０	１０	１０	
１６１	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	１０	１０	１０	
１６２	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	５０	５０	５０	
１６３	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	３０	３０	３０	
１６４	ガラス・同製品製造業（整理番号１５６の項から前項までに掲げるものを除く。）	１０	１０	１０	
１６５	生コンクリート製造業	１０	１０	１０	
１６６	コンクリート製品製造業	１０	１０	１０	
１６７	セメント製品製造業（前２項に掲げるものを除く。）	１０	１０	１０	
１６８	黒鉛電極製造業	２０	２０	２０	
１６９	碎石製造業	２０	２０	２０	
１７０	鉱物・土石粉碎等処理業	２０	２０	２０	
１７２	うわ薬製造業	２０	２０	２０	
１７３	高炉による製鉄業	１０	１０	１０	
１７５	フェロアロイ製造業	２０	２０	２０	
１７６	高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。）	１０	１０	１０	
１７８	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	２０	２０	２０	

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量（単位 mg/L）			備考
		（１）	（２）	（３）	
１７９	熱間圧延業（整理番号１８２の項及び同１８３の項に掲げるものを除く。）	２０	２０	２０	
１８０	冷間圧延業（整理番号１８２の項及び同１８３の項に掲げるものを除く。）	２０	２０	２０	
１８１	冷間ロール成型形鋼製造業	２０	２０	２０	
１８２	鋼管製造業	２０	２０	２０	
１８３	伸鉄業	１０	１０	１０	
１８４	磨棒鋼製造業	１０	１０	１０	
１８５	引抜鋼管製造業	１０	１０	１０	
１８６	伸線業	１０	１０	１０	
１８７	ブリキ製造業	２０	２０	２０	
１８８	亜鉛鉄板製造業	２０	２０	２０	
１８９	めっき鋼管製造業	２０	２０	２０	
１９０	めっき鉄鋼線製造業	２０	２０	２０	
１９１	表面処理鋼材製造業（整理番号１８７の項から前項までに掲げるものを除く。）	１０	１０	１０	
１９２	鍛鋼製造業	１０	１０	１０	
１９３	鍛工品製造業	１０	１０	１０	
１９４	鋳鋼製造業	１０	１０	１０	
１９５	鋳鉄鋳物製造業（次項及び整理番号１９７の項に掲げるものを除く。）	１０	１０	１０	
１９６	鋳鉄管製造業	１０	１０	１０	
１９７	可鍛鋳鉄製造業	１０	１０	１０	
１９８	鉄粉製造業	１０	１０	１０	
１９９	鉄鋼業（整理番号１７３の項から前項までに掲げるものを除く。）	１０	１０	１０	
２００	非鉄金属製造業	１０	１０	１０	
２０１	電気めっき業	４０	４０	４０	
２０２	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	１０	１０	１０	
２０３	一般機械器具製造業	１０	１０	１０	
２０４	電子回路製造業	２０	２０	２０	

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量（単位 mg/L）			備考
		（１）	（２）	（３）	
２０５	電子部品・デバイス・電子回路 製造業（前項に掲げるものを除 く。）、電気機械器具製造業又は 情報通信機械器具製造業	１０	１０	１０	
２０６	輸送用機械器具製造業	１０	１０	１０	
２０７	精密機械器具製造業	２０	１０	１０	
２０８	ガス製造工場	２０	２０	２０	
２０９	下水道業	２０	２０	２０	標準活性汚泥法その他 これと同程度に下水を 処理することができる 方法より高度に下水を 処理することができる 方法により下水を処理 するものにあつては、 （１）の欄から（３）の 欄までの値は、それぞれ １５とする。
２１０	空瓶卸売業	３０	２０	２０	
２１１	共同調理場（学校給食法（昭和 ２９年法律第１６０号）第６条 に規定する施設をいう。）	３０	３０	２０	
２１２	弁当仕出屋又は弁当製造業	５０	４０	３０	
２１３	飲食店	５０	４０	３０	平成１８年２月１日以 後に設置されるし尿浄 化槽を使用するものに あつては、（１）の欄及 び（２）の欄の値は、そ れぞれ３０とする。
２１４	宿泊業	５０	４０	３０	平成１８年２月１日以 後に設置されるし尿浄 化槽を使用するものに あつては、（１）の欄及 び（２）の欄の値は、そ れぞれ３０とする。
２１５	リネンサプライ業	４０	４０	３０	
２１６	洗濯業（前項に掲げるものを除 く。）	４０	４０	３０	

整理 番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量（単位 mg/L）			備考
		（１）	（２）	（３）	
２１８	写真業（写真現像・焼付業を含む。）	６０	６０	６０	
２１９	自動車整備業	２０	２０	２０	
２２０	病院	３０	３０	３０	
２２１	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第３２条第１項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が５０１人以上のものに限る。）	３０	３０	３０	（１）平成１８年１月３１日以前に設置されたものであって、建築基準法施行令第３２条第１項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が５，０００人以下のもの（同表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものを除く。）にあっては、（１）の欄の値は、４０とする。 （２）平成１８年２月１日以後に設置されるもののうち、建築基準法施行令第３２条第３項第２号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、（１）の欄から（３）の欄までの値は、それぞれ２０とする。

整理 番号	業種その他の区分		化学的酸素要求量（単位 mg/L）			備考
			（１）	（２）	（３）	
２２２	し尿浄化槽（建築基準法施行令第３２条第１項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が２０１人以上５００人以下のものに限る。）		５０	５０	３０	平成１８年２月１日以後に設置されるものにあつては、（１）の欄及び（２）の欄の値は、それぞれ３０とする。
２２３	し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）		４０	３０	２０	
２２４	ごみ処理業		３０	３０	３０	
２２５	廃油処理業		２０	２０	２０	
２２６	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）		２０	２０	２０	
２２７	死亡獣畜取扱業		４０	４０	４０	
２２８	と畜場		４０	４０	４０	
２２９	中央卸売市場		２０	２０	２０	
２３０	地方卸売市場		２０	２０	２０	
２３１	試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第１条の２各号に掲げるものをいう。）		２０	２０	２０	
２３２	整理番号２の項から前項までに分類されないもの	自動式車両洗浄施設	１０	１０	１０	
		浄水施設	１０	１０	１０	
		指定地域内事業場のし尿又は雑排水の排出に係る施設（整理番号２２１の項及び同２２２の項に係るものを除く。）	３５	３０	３０	
		その他のもの	３５	３０	３０	